

水道管の冬支度をお忘れなく！

家庭でも簡単にできる水道管の凍結防止

気温が上がらない日が続いたり、朝の冷え込みが厳しいとき（目安はマイナス4℃以下）は、水道管が凍結しやすくなり、水が出なくなったり、破裂したりすることがあります。お宅の水道管は大丈夫ですか？寒波が到来する前に、保温材などで防寒措置をされるようお勧めします。

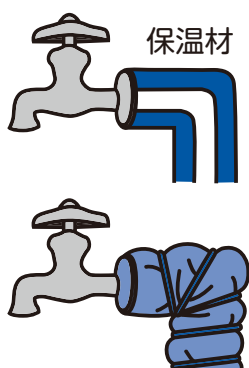
●こんな場所での水道管の凍結は要注意

- ①家の北向きの日陰の場所
- ②戸外で風当たりの強い場所
- ③管がむき出しのところ

●どんな防寒をするの？

水道管がむき出しになっている部分や蛇口部分は凍結しやすいので、上部まで完全に保温材を巻きつけ、さらに保温材の上からビニールなどを巻いて、保温材が濡れないようにしてください。

保温材は市販の物もありますが、身近な物では毛布や布で代用できます。



急に熱湯をかけると水道管や蛇口が破裂しますのでご注意ください。

それでも水が出ない場合は、蛇口を閉めて自然に溶けるのを待ってください。



●破裂したら？

水の噴出を止めるために宅地内の止水栓（メータ付近）を閉め、市指定工事業者または上下水道工事協同組合に修理を依頼してください。

※止水栓の場所が分からない場合には、破裂した部分にタオルやビニールテープなどで応急処置をして修理を依頼してください。

なお、敷地内の給水管から蛇口までの水道施設の修理にかかる費用は、所有者の負担となりますので、くれぐれも水道管の凍結にはご注意ください。

●凍ってしまったら？

水道管にタオルや布をかぶせ、その上から『ぬるま湯』をまんべんなくかけながら、ゆっくり溶かしてください。

- 問い合わせ
- * 荏崎市上下水道工事協同組合
☎ 22-3136
 - * 上下水道課水道管理担当
(内線 616・617)

平成26年中に土地・建物を譲られた方

確定申告の前に譲渡のお尋ねを

「譲渡のお尋ね」って？

土地・建物などの資産を譲渡した場合、金銭の授受に関係なく「譲渡所得」となるため、「譲渡所得の内訳書」を添付して確定申告を行なう必要があります。

譲渡所得には多くの特別措置があるため、市では、土地・建物等を譲渡または交換した方を対象に、あらかじめ確定申告の時期が来る前に、その準備として「譲渡所得の内訳書」の作成等に関する相談会（譲渡のお尋ね）を行っています。

申告時ではダメですか？

確定申告期間中は各申告会場が大変混雑するため、「譲渡のお尋ね」にお越しただいていない方の市役所での譲渡所得の申告はお受けすることができません。

※市役所にて申告書の提出を予定されている方は、必ずこの「譲渡のお尋ね」にお越しください。

* 直接税務署に申告される方、税理士等に依頼される方はお越しいただく必要はありません。

* 内容により税務署にご案内する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■日時

1月15日（木）～16日（金）
午前の部 9時～12時
午後の部 13時～16時

■場所

市役所4階403会議室

■対象者

荏崎市に住民登録している方で、土地・建物等を譲渡された方あるいは交換された方
* 市から「譲渡に関する確定申告予定者」向けに通知をいたしますが、その通知の有無に関わらず、土地等の譲渡があつた方はお越しください。

■持参するもの

・売買契約書
・売買に係る費用の領収書等

■問い合わせ

税務課市民税担当
(内線1533～1555)